

装官総第10号
27.10.1
一部改正 装官総第8698号
31.4.24
一部改正 装官総第5276号
令和5年3月28日

長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の広報活動に関する実施要領について（通達）

標記について、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）
第19条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁の広報活動に関する実施要領について

1 目的

この要領は、防衛装備庁における広報活動を効果的かつ適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訓令」とは、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）をいう。
- (2) 「広報活動」とは、訓令第2条に規定する活動であって、防衛装備庁において行われるものをいう。
- (3) 「実施担当官」とは、訓令第3条第13号に規定する防衛装備庁長官をいう。
- (4) 「実施担当者」とは、長官官房装備官（装備品の開発その他の装備品等及び役務に関する専門的、技術的なものに限る。）、長官官房審議官、内部部局の部長及び各施設等機関の長をいう。

3 職員の責務

防衛装備庁の職員（以下「職員」という。）は、広報活動の意義を正しく認識し、積極的に携わる意識を持った上で、自らの行動の結果が組織に対する印象・評判に直結することを常に意識して行動しなければならない。

4 実施担当官の職責

実施担当官は、訓令第4条各号に例示する広報活動を行うため、実施担当者にそれぞれの所属に関する広報活動を実施させ、その実施する広報活動を監督する。

5 広報活動

広報活動は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該広報活動の目的、対象、範囲、経費及びその影響等を考慮し、準備を周到にし、組織として整合性のとれたものとする。
- (2) 既成概念にとらわれない進取の気概をもって創意工夫をこらし、時機を逸することのないよう計画するものとする。
- (3) 事故等の報道に当たっては、人心に与える影響等から、迅速性を重視しつつ、

正確性及び一貫性に慎重な配慮を行うものとする。

6 広報活動を実施する上での留意事項

広報活動の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 実施担当官は、職員一人ひとりが防衛省・自衛隊の役割、施策及び個々の任務を深く理解し、及び認識するとともに、広報意識を醸成するよう、広報活動に努める。
- (2) 各実施担当者は、必要に応じて他の関係する実施担当者と相互に連携し、防衛施設周辺の地域に対する積極的な広報活動の推進を図るとともに、地域社会の構成員としての責任の遂行による理解の増進に配慮しなければならない。
- (3) 地域ごとの特性を活かした広報活動として、地域に所在する機関の特性を十分活用し、必要に応じて各実施担当者が連携し、平素から地域社会に密着したきめ細やかな広報活動を展開し、正しい防衛知識の普及に努めるものとする。
- (4) 常に流動する内外の諸情勢に即応しつつ、広報活動の対象者それぞれに対応した目標の設定、広報活動内容の厳選、最適媒体の活用等創意工夫をこらし、効率的な広報活動の実施に努めるものとする。
- (5) 報道機関に対する適切な資料及び情報の提供に努めるとともに、近年の情報通信技術の進展による新たな広報活動手段も取り入れ、部外への直接の情報発信に努めるものとする。

7 自主的広報活動

(1) 報道機関に対する広報活動

ア 実施担当者は、訓令第7条第1号の規定により発表する場合は、実施担当官の承認を得なければならない。

イ 実施担当者は、訓令第7条第2号、第3号又は第4号の規定による説明、資料提供又は報道公開（以下「説明等」という。）に当たり、その内容等に関し、関係部署と調整し、あらかじめ実施担当官の承認を得るものとする。

(2) 事故等の報道

実施担当者は、訓令第9条に規定する事故等が発生した場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を基準として事実関係を報道機関に説明し、誤解が生じないように努めなければならない。

ア 発生日時及び場所

イ 事故等認知機関名並びに関係する者の所属、官職、氏名及び年齢

ウ 事故等の概要

エ 損害の程度（人的被害状況及び物的被害状況）

- (3) 前号の説明を行うに当たっては、できる限り事前に実施担当官に報告し、承認

を得るものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に報告し承認を得る時間がないときは、事後において遅滞なく報告を行うものとする。

- (4) 報道機関に対する説明等は、原則として当該機関の実施担当者又はその指定する課長級以上の者が対応するものとする。
- (5) 事故等における人員の死傷に係る説明等を行う場合は、原則として親族その他の関係者に承諾を得た後に行うものとする。

8 報道内容の事実との相違に対する処置

実施担当者は、報道機関による報道内容が事実と異なることを認めた場合は、速やかに実施担当官に報告するものとする。

報告を受けた実施担当官は、その内容・影響を検討し、必要に応じて当該報道機関に訂正等を申し入れる。

9 協力的広報活動

(1) 部外行事に対する協力

実施担当者は、訓令第12条第1項に規定する行事に対する協力の要請を受けた場合は、その行事が同項各号の一に該当し、かつそれに対する協力が広報上相当の効果があると認められたときに限り、所要の協力を行うことができる。

- (2) 協力の要請を受けた場合は、行事の趣旨、協力内容及び協力要請を必要とする理由等を記載した書面の提出を求めることができる。
- (3) 第1号の場合において、当該行事が訓令第12条第2項各号の一に該当するときは、実施担当者はあらかじめ実施担当官の承認を得なければならない。

10 取材対応

報道機関を含めた部外者からの取材対応については、取材内容に応じた手続を所掌する実施担当者において、業務及び秘密保全等に支障のない限り、これに応じるものとする。

- (1) 原則として、取材に対しては、課長級以上の者が対応する。ただし、単なる事実関係、技術的事項の確認その他の重要でないと判断される事項については、報道における即応性及び適時性の観点から、課長級以上の者が指定した担当者が対応するものとする。
- (2) 重要であると判断される事項に関する取材への対応については、努めて、電話によるよりも面談によることとし、面談の場所は、実施担当者の指定する場所において行うものとする。
- (3) 取材対応した場合は、その日時、場所、取材者、取材項目、応答内容の概要を上司に報告するとともに、総務官に通報するものとする。

1 1 見学の手続等

- (1) 実施担当者は、見学の申出があった場合は、当該申出を行った者に対し、見学申込書（別記様式）の提出を求めるものとする。
- (2) 実施担当者は、前号の見学申込書の提出があった場合は、次のア及びイに掲げる事項に留意の上、業務及び秘密保全に支障のない限り、これに応じるものとする。

ただし、見学事項が重要で、見学者が防衛装備庁にとって重要な人物と判断される場合は、あらかじめ実施担当官の承認を得た上で、応じるものとする。

ア 見学の目的に応じて、場所、経路、自由行動の地域等を定め、所要の案内者等を付けるものとする。

イ 必要に応じ、安全管理上の措置として識別等のため、所要の標識を設置するものとする。
- (3) 不特定多数の部外者を対象とした一般公開の場合は、手続を省略することができる。

1 2 この通達の実施に関し必要な事項は、長官官房審議官が定めるものとする。

見 学 申 込 書

年 月 日

殿

住 所
申込者氏名
連 絡 先

見学について、下記のとおり承認されたく申請します。

記

- 1 見学日時
- 2 見学場所
- 3 見学目的
- 4 見学者（氏名・連絡先（携帯電話番号等））
- 5 見学に際し具体的な希望内容
- 6 その他
（例：団体等の概要や目的等）

※記載された個人情報、見学のために使用しその他には使用しません。